

合葬式墓地の利用期間の延長について

延長の際はご納骨の前に
ご相談ください

延長に係る使用料

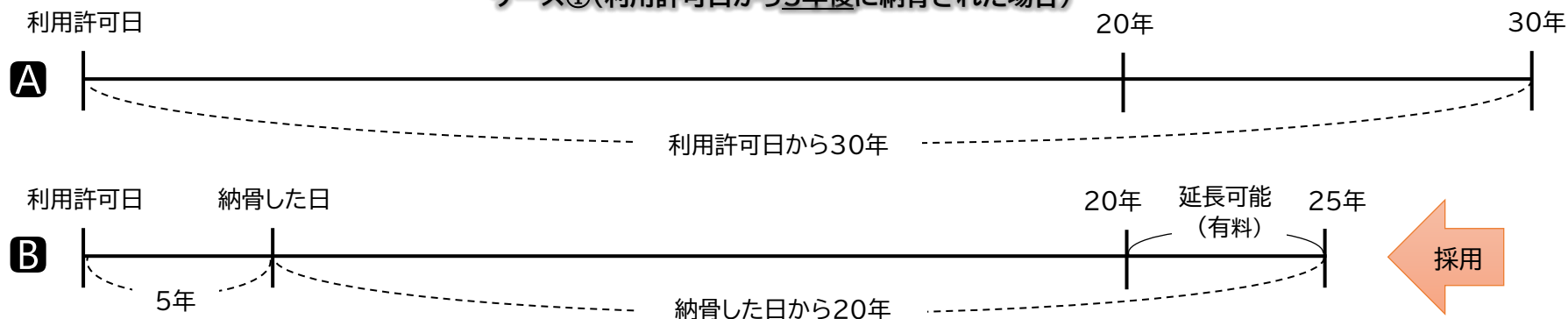
- 1 体用 延長期間 1 年につき 5,500 円(消費税込)
2 体用 延長期間 1 年につき 11,000 円(消費税込)

墓地利用者は下記いずれか 早い日 まで延長の申請ができます

- A** 利用許可日から30年後の日
B 焼骨を納骨した日(2体用の納骨壇にあっては最後に焼骨を納骨した日)から20年を経過する日

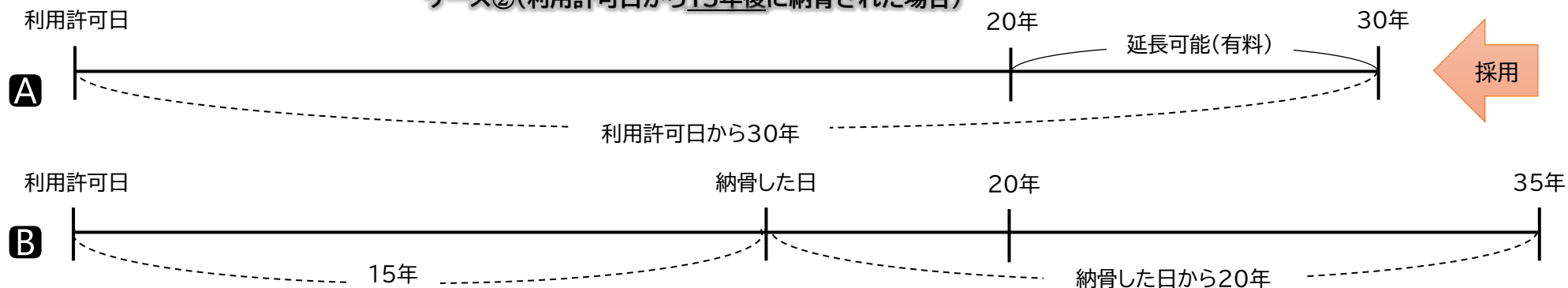
1 体用

ケース①(利用許可日から5年後に納骨された場合)



利用許可日から30年(**A**)と焼骨を納骨した日から20年(**B**)を比較した場合、**B**の方が短いので**B**の方が採用され、延長できるのは最長で5年間

ケース②(利用許可日から15年後に納骨された場合)



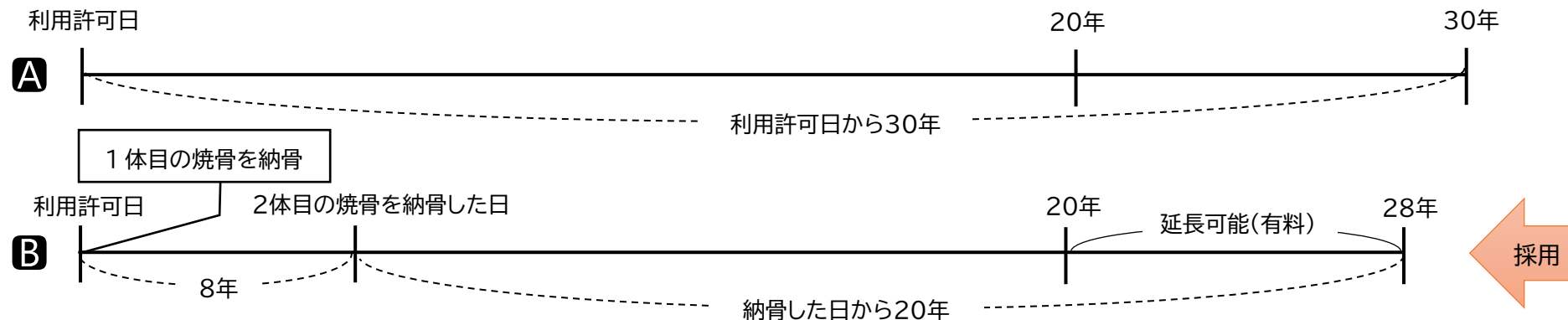
利用許可日から30年(**A**)と焼骨を納骨した日から20年(**B**)を比較した場合、**A**の方が短いので**A**の方が採用され、延長できるのは最長で10年間

墓地利用者は下記いずれか 早い日 まで延長の申請ができます

- A** 利用許可日から30年後の日
- B** 焼骨を納骨した日(2体用の納骨壇にあっては最後に焼骨を納骨した日)から20年を経過する日

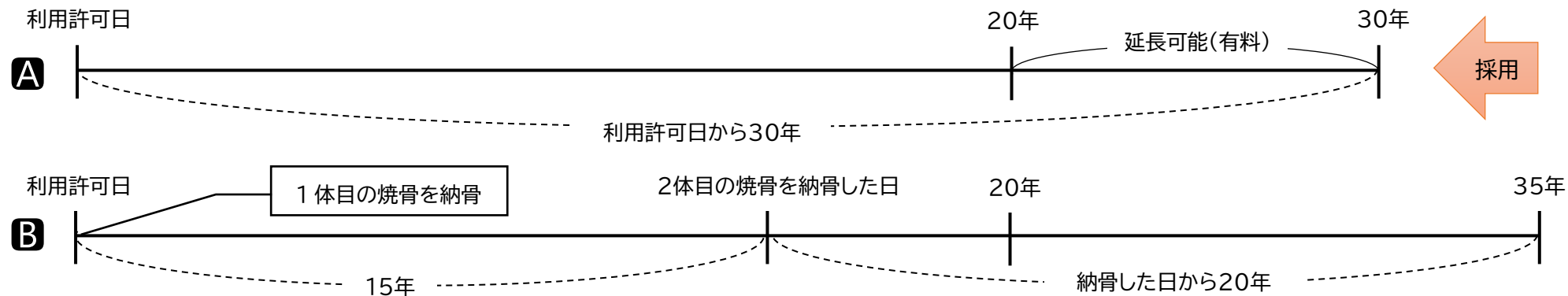
2体用

ケース①(利用許可日から8年後に2体目の焼骨が納骨された場合)



利用許可日から30年(**A**)と焼骨を納骨した日から20年(**B**)を比較した場合、**B**の方が短いので**B**の方が採用され、延長できるのは最長で8年間

ケース②(利用許可日から15年後に2体目の焼骨納骨された場合)



利用許可日から30年(**A**)と焼骨を納骨した日から20年(**B**)を比較した場合、**A**の方が短いので**A**の方が採用され、延長できるのは最長で10年間